

(別紙) 「竹富町エコツーリズム推進法の施行等に関する条例施行規則(案)」に関する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
1	<p>・連日莫大な数の立入承認作業、事務手数料の納付、還付を処理するのは事業者も管理する側も余りにも手間が多く、ミスなく処理するのは不可能。そこで、年間実績報告時にまとめて支払う形が現実的ではないか。その際、立入手数料は実際に案内した数のみにするのが分かりやすいと思われる。一定額を前払いしておくことも考えられる。予約からガイド業務まで一人で対応している業者が多い中、毎日手数料を納付する作業は不可能である。</p>	<p>条例第4条第1項において、手数料は「承認に係る申請を行う際」に納付することと規定しているところですが、手数料の徴収事務については、条例第5条の規定に基づき委託を行うことを検討しているところであり、その運用の詳細については、条例の規定に沿うことを前提とした上で、いただいたご意見も踏まえながら検討してまいります。</p>
2	<p>・新人ガイドのOJTについて、「観光ガイド免許証を有する者」に関しては立入承認事務手数料が無料となっているが、そもそも観光ガイド免許証も有していない新人ガイドも無料の対象として明記すべき。ピナイサーラの場合、当社では最小でも30回から60回回はツアーに同行させてから免許申請を行う。その場合の「免許を有していない新人ガイド」も無料の対象として明記して頂きたい。</p> <p>・免許証を持っていない新人ガイドも手数料が発生するのか。せめて雇用保険の写し等により、事業所在籍確認が取れれば無料にするべき。</p>	<p>改正竹富町観光案内人条例においては、登録引率ガイドは観光案内人の中から選任することとしているほか、登録引率ガイド選任認可に係る審査基準についても、観光案内人免許を有することを前提とした規定となっています。</p> <p>また、観光ガイド免許証を有していない者については、いわゆる「新人ガイド」の定義が不明瞭であることから運用上の支障が懸念され、条例又は施行規則に規定することは困難と考えているところです。</p> <p>以上のことから、原案のとおりとさせていただきますが、いただいたご意見も踏まえ、今後、運用状況の把握、いわゆる「新人ガイド」の活動状況の把握等、必要な検討材料の蓄積に努めてまいります。</p>
3	<p>・手数料の区分について、「特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ろうとする者全て」という表現は余りにも乱暴ではないか。除外規定で地域住民や許可を得て調査する場合は除かれており、上記に該当するのはガイドを付けずに事前に研修を受けた観光客のみだと思わず、その様な文言に変更すべき。</p>	<p>想定している主な対象はご指摘のとおりですが、そのほか登録引率ガイドの同行により立ち入る場合で、登録引率事業者が手数料の納付事務の代行を行わないケースも該当する可能性があります。</p> <p>また、区分については、その対象から外れるケースが無いよう規定することが重要と考えているところです。</p> <p>以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
4	<p>・施行期日について、令和5年10月10日から施行するのはあまりにも早すぎる。これは、まだ、予約システムの詳細もわからない、西田川の出発地点の整備もされていない。内容がないのになぜ施行するのか。</p> <p>システムを使わずにガイドが入域料を徴収したら、「特権」としてガイドの入域料は無料と説明会であったが、基本Aガイド、Bガイドは無料ではないのか。この説明なら、システムを使って入域料を徴収すれば、ガイドの入域料は「特権」がなくなり有料になるのか。解決されていない問題です。</p> <p>この推進法が決まれば、サンガラの滝に行くには、出発マーレ川から出れなくなる。ピナイサーラの滝に行くのを、人数制限ではじかれて、サンガラの滝も行けない。海中道路からでは、カヤックをその都度運ばないといけない。運べる車をすべてのガイドが持っていない。こんな不自由な、不公平なことはあってはならない。</p> <p>日本国憲法は、第14条で、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」ことを定めています。</p> <p>なのにその憲法の下での位置にある「法」を施行するにあたり「法の下に平等」は最低限守られるべきだ。よって、「令和5年10月10日から施行する。」はすべての整備がされてから施行されるべきだ。今のままでは、10月10日に施行されるとすべての上記の問題は、「もう施行されたから」と却下されそうである。</p> <p>施行ありきで、町のいいように進められるようで危険である。なんのためのパブリックコメントなのか分からない。</p>	<p>登録引率ガイドの同行により立ち入る場合で、登録引率事業者が手数料の納付事務の代行を行わないケースは、条例の区分上「その他の場合」として、手数料の金額は1名につき、1,000円を適用することとなります。ただしこの場合においても、各個人が行う立入承認申請については、予約・決済システムを通じて行っていただくことが可能となるよう、運用の詳細を検討してまいります。</p> <p>ご指摘の予約・決済システムの詳細を含む、特定自然観光資源制度の運用に必要な各種整備については、条例の規定から想定される運用に対応するために整備を行うものであることから、運用の根拠となる条例の規定が固まらない状態において、その詳細を検討することは困難と考えています。今後、本条例の規定に基づき運用の詳細に関する検討を進め、説明会の開催等を適時適切に行ってまいります。</p>
5	<p>・条例第4条第2項第1号に、手数料を還付する場合として「申請事項の不明、法令の定めその他の理由により、申請を受理できない場合」との記載があるが、申請が受理されていないにも関わらず立入手数料が発生するのはおかしい。</p>	<p>手数料は、条例第4条第1項において、「承認に係る申請を行う際」に納付することと規定していることから、形式上の要件の不備等により申請を受理せず返戻する場合等についても、還付の対象として規定しているものです。</p>

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
6	<p>・「天災、交通の途絶その他の立ち入ろうとする者の責めに帰さない不測の事態」の解釈について、雨や増水による危険の判断は各ガイドの裁量によるところが大きい。安全なツアー催行のためには、ガイド判断による当日のツアー中止も全額還付の対象にすべきではないか。</p> <p>・「天災、交通の途絶その他の立ち入ろうとする者の責めに帰さない不測の事態」の解釈基準が不明である。急な大雨による増水や雷雨の場合にツアーコースの変更を行う場合も少なからずあることから、そういったケースも手数料を還付すべき。すぐに決められないのであれば、検討する会議を事業者と持つべき。</p> <p>・「天災、交通の途絶その他の立ち入ろうとする者の責めに帰さない不測の事態」について、降雨による増水可能性がある場合も天災に含まれるのか。安全上の理由からツアー中止にした場合に手数料が事業者負担なのは納得いかないし、安全基準を緩くすると事故も増えるので、ツアーを催行した場合に限るべき。不正予約を防ぐ為なのは理解できるが、事故増加に繋がる懸念がある。</p> <p>・立入承認事務手数料の還付について、中止の判断はその時々天候によることが多く、ツアー出発前や出発してからの天候急変、参加者やガイドの体調不良などで中止となることが多くあり、ツアー出発まででは判断がつきにくい。まだ検討すべき。正直ここにも手数料がかかるとなると不快感は否めない。催行した部分だけでの手数料でお願いしたい。</p>	<p>立入者自身の判断による立入り中止を「天災、交通の途絶その他の立ち入ろうとする者の責めに帰さない不測の事態」の判断基準として全面的に採用することは、当該解釈を用いた不適切な立入り承認枠の確保行為に繋がる懸念もあることから、慎重にあるべきと考えています。一方で、本規定は安全を最優先に立入りの可否を判断していただくことを目的として設けているものであることから、安全上の観点から立入りを取りやめる場合においては、還付の対象とすることが基本的な考え方となります。今後、上記の考え方やいただいたご意見も踏まえつつ、要綱等において具体的な解釈基準の明確化を検討してまいります。</p>
7	<p>・当日キャンセル料の還付について、天災、交通の途絶以外にももっといろいろな事案があるので柔軟に還付すべき。なぜなら、クレームはガイドに直に入るのトラブルに巻き込まれたくない。それでなくてもガイドの事務処理が多い。ガイドの事務処理の多さをもっと理解してほしい。また、そのようなシステムを作ってほしい。</p>	<p>立入者自身の判断による立入り中止の全てを還付対象とすることは、当該規定を用いた不適切な立入り承認枠の確保行為に繋がる懸念もあることから、慎重にあるべきと考えています。以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。一方で、今後実施する本条例の規定に基づく運用の具体化にあっては、いただいたご意見も踏まえ、登録引率事業者が手数料等の納付事務代行を行う場合の負担軽減にも十分配慮しつつ、検討を行ってまいります。</p>
8	<p>・立入承認事務手数料の還付について、6日前から還付額が減額される規則を作るのであれば、7日までに納入されている規則もセットで必要ではないか。承認（予約）後、納付期限までに納入し、その後取消した場合に、発生日により還付金額が決まり還付される一連の流れではないのか。</p> <p>また、全額還付とあるが、払戻手数料は収受しないのか。そのための事務処理に人件費等掛かってないのか。</p> <p>特に、収納代行業者を利用すると納入後取消して、払戻をする時に払戻手数料がかかってくるはずである。全額還付すると代行業者に払う手数料はどこから捻出されるのか。天候事由等不可抗力の場合は仕方ないが、立入者都合の場合は払戻手数料は収受すべきではないか。支払ってない人から取消料相当分だけを支払ってもらうのは至難の業である。そのため、利用者からツアー代金を事前に収受していないガイド事業者は、還付差額が事業者負担となるため、大きな問題となることが想定される。</p> <p>こういった運用面の事を考えて、施行規則に落とされているのか大変不安に感じます。</p>	<p>立入承認申請事務手数料については、条例第4条第1項において、「承認に係る申請を行う際」に納付することと規定しているところです。</p> <p>その運用の詳細については、収納代行業者の利用有無も含めて、今後検討を行ってまいります。ご指摘の払戻手数料の存在を考慮した上で、還付に関する規定を施行規則（案）のとおりお示ししており、かつ払戻手数料を徴収する条例上の根拠規定も存在しないことから、払戻手数料の徴収は想定しておりません。</p>
9	<p>・手数料等の収入について、金額も大きいことから、一般会計の歳入として扱うのではなく案内人条例関係の特別会計に分割すべき。そのうえで、収支決算書を示す等、収支報告をしっかりと行うべき。</p>	<p>一般会計の決算については、毎年度町議会による議決を経て、情報の公表を行っているところですが、いただいたご意見も踏まえ、さらなる情報公開のあり方について、検討いたします。</p>
10	<p>・世界遺産を守るために、国や県から予算を引っ張ってくる事はできないのか。観光案内人から登録料、手数料を徴収する以外に、予算を得るためにどれだけのアクションを起こしているのか明示すべき。</p>	<p>令和5年10月現在においては、世界遺産保全を直接の理由とした補助事業等は、国、県いずれにおいても存在しないところです。</p> <p>一方で、その取組み内容に応じて、国等の補助事業の活用については随時取り組んでいるところであり、例えば令和5年度においては、西表島エコツーリズム推進全体構想に係る事業として、竹富町と竹富町西表島エコツーリズム推進協議会の合計で、令和5年10月現在46,541,625円の国庫補助の交付決定を受けています。</p> <p>今後も必要な事業内容に応じ、予算の獲得に努めてまいります。</p>

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
11	<p>・早期の実現を期待している。この条例の反対派からは「事業者から不満がたくさんあるから延期または中止」にしなければと言う話が出てくるが、この条例に対して延期、中止を期待している話を聞いたことがない。以前の9/5の会議でも延期、反対などの意見はまったく出ていない。事業者の不満は延期、中止ではなく早期に条例が通る事を期待している。</p> <p>・条例に賛成。早期に条例を制定して、ルールを守っていない事業者にペナルティを与えるべき。延期や中止はありえない。</p> <p>・延期などならないように議員達にしっかり説明するべき。反対をしている事業者などいない。延期、中止を望んでいる話など聞いたことがない。</p> <p>・附則（施行期日）について、議会では10月10日の施行は早急すぎる、地域の理解を得られていない、というような発言があっが、説明会後にガイド事業者の間では、勉強や意見交換をしよう様子が見られ、それなりに理解が深められていると感じる。今後も、わかりやすい説明で、ガイド事業者や地域の理解を得ていくことは重要だと思うが、それが施行期日を遅らせる理由にはならないと思うので、案のとおり10月10日の施行を希望する。</p>	<p>本条例については、令和5年第6回竹富町議会（9月定例会）における審議状況を踏まえ、附則に規定する施行日を令和5年11月10日に訂正を行い、訂正後の案にて町議会の可決・成立をいただいたところです。</p> <p>施行後は、本条例を適切に運用し、西表島における適切な観光管理の下でのエコツーリズムの推進に努めてまいります。</p>
12	<p>・過去に「いつから」「何回」の規則に関する説明会をしたか、さらにLINEでも説明会の案内を何回したか公表すべき。9月13日付けの地元紙にて、議会での質問で「住民に広く理解されていない」「もう少し時間をかけられないのか」「間に合うのか」といった質問があった旨記載されているが、本件改正に係る検討は、2019年から始まっており、住民説明会も何度も開催されていると記憶している。町のLINEでも説明会の案内が何回もなされている。しかも、直近の9月4日の説明会を除き、過去に議員の方達が参加した記憶がひとつもない。この状況で「理解していない」との質問は、不適切である。</p>	<p>ご指摘のとおり、本改正にて実現を目指している枠組みは、平成30年度に関係者にて合意を行ったものです。令和元年度以降、枠組みの実現に向け、全体構想に関する説明会、ワーキンググループ等の開催を重ねており、その回数は令和元年度延べ14回、令和2年度延べ20回、令和3年度延べ13回、令和4年度延べ9回となっています。また、令和5年度については、条例又は施行規則改正に係る説明会として、延べ4回開催しております。</p> <p>今後も引き続き、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会の事務局として協議会等の開催事務を適時適切に行い、西表島におけるエコツーリズムの実現に努めてまいります。</p>
13	<p>・一度決めた施行規則を適宜変更、修正できるように事業者などとの検討会や会議、話し合いを定期的に行うよう明記して欲しい。事業者の不安は、一度決めた内容がなかなか変更できないのではないかという点である。</p> <p>現時点で決めることのできない細かいところや運用していく中で変わってくるがあるので、行政、事業者双方の意見や情報を交換しより良いものを作る話し合いの場を持つことが重要だと思います。</p> <p>・今後について、今回は駆け足で議会可決し10/10に間に合わせる感は否めない。ただし我々としては守ろうとしない業者達を1日でも早く取り締まれる条例を始めて欲しい想い。守らず利益を上げ続ける業者、守って売り上げを落とす業者の不公平はどのように説明するのか。本当はこうなる前にもっと話し合いの場を持ってもらいたかった。また理解行くよう説明の場を何度か設けて欲しかった。他の業者もこの条例には理解不十分ですが、守らない業者を取り締まってもらう為に苦渋で受け入れる人が殆どであることをご理解ください。</p> <p>又、今後においては、条例改正の話し合う機会を定期的に設けていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見も踏まえ、附則第2項として「この施行規則は、その運用の状況等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて、この施行規則の施行後3年を目途に必要な見直しを行うものとする。」を追記することとします。</p>
14	<p>・エコツアー特定観光資源エリアでの予約管理サイトについて、5000万の予算をとっているが、そこまでかかるようなものなのか。当日の入域者を管理する諸々（例えばパトロールや見回り調査員や入域管理ゲートなどなど）も含まれた予算なのか。ざっくりし過ぎてよくわからない。</p>	<p>ご指摘の事業については、条例及び施行規則（案）の規定を踏まえた予約・決済システムの構築のほか、入域管理ゲート及び注意喚起標識の提案、設計、施工等を含むものとなっています。</p>